



兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

2018.7 No. **384**



場 所:洲本城(洲本市)

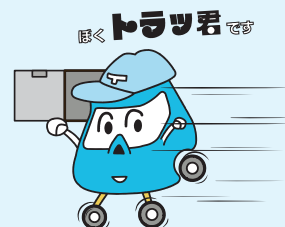
主な記事

- 第60回定時総会を開催しました
- 「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力ください
- 平成30年度「夏の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱

主な同封物

- 平成30年度夏の交通事故防止運動
- 「初任運転者特別講習」開催のお知らせ

CONTENTS



第60回定時総会を開催しました 1

兵ト協 新役員名簿 3

行政からのお知らせ

(厚生労働省)「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力ください 4

(兵庫県)平成30年度「夏の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱 5

(法務省)受刑者・少年院在院者を雇用して人材確保と社会貢献を実現しませんか 8

事務局からのお知らせ

「国土交通省運輸安全マネジメント認定セミナー(ガイドライン)」を開催しました 10

「安全性優良事業所(Gマーク)神戸運輸監理部兵庫陸運部長表彰」について 11

理事会だより 12

支部だより

但馬支部 13

会員情報だより

兵紙運輸株式会社 14

陸災防のページ

平成30年度 労働安全衛生法に係る技能講習等 実施計画表(予定) 15

会員だより 17

協会日誌 19

適正化事業部からのお知らせ

巡回指導における指導事項(今月のテーマ「特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか」) 20

第60回定時総会を開催しました

平成30年6月20日(水)ホテルモントレ姫路において、第60回定時総会が開催されました。

開会に先立ち兵ト協会長表彰受賞者13名の表彰式及び全ト協会長表彰受賞者9名の伝達式が行われました。議事では、「平成29年度事業報告」及び「平成29年度公益目的支出計画実施報告」の報告事項に続いて「平成29年度計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）の承認について」、「理事3名の選任について」の議案が審議され、いずれも原案通り承認されました。

総会終了後に開催された臨時理事会の中で新たに選任された3名の理事の中から、藤本達也氏が常任理事に選定されました。

その後、交通遺児救援金の贈呈式を行い、会員事業者からいただいた多額の募金を福永会長から交通遺児等育成基金へ寄贈し、感謝状をいただきました。

また、国土交通省・兵庫労働局・兵庫県・兵庫県警・自動車事故対策機構から多数の来賓が出席され、栗原弥生 近畿運輸局自動車交通部長、嶋田憲嗣 兵庫労働局労働基準部監督課長、藤原信一 兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課長、角田正文 兵庫県警察本部交通部参事官兼交通企画課長が祝辞を述べられました。



福永会長





栗原交通部長 (近畿運輸局)



嶋田監督課長 (兵庫労働局)



藤原交通政策課長 (兵庫県)



角田参事官兼交通企画課長 (兵庫県警察)

兵ト協会長表彰受賞者

経営者

| | |
|------|---------|
| 氏名 | 事業所名 |
| 山本茂 | 株式会社 |
| 里岡昭一 | 山有陸株式会社 |
| 木村泰正 | 滋限美株式会社 |
| 松原正一 | 運会運会社 |
| 清瀬幸郎 | 輸社送社 |
| | ス |

従業員

| | |
|------|----------|
| 氏名 | 事業所名 |
| 牧野賢次 | 三田運送株式会社 |

運転者

| | |
|------|----------|
| 氏名 | 事業所名 |
| 中内靖良 | 株式会社 |
| 松山常克 | 喜谷運送株式会社 |
| 竹本内田 | 喜谷運送株式会社 |
| 前田末 | 喜谷運送株式会社 |
| 立石幸太 | 喜谷運送株式会社 |
| | 和次男昇 |

全ト協会長表彰受賞者

経営者

| | |
|------|----------|
| 氏名 | 事業所名 |
| 村佐功 | 栄和都台株式会社 |
| 佐藤良 | 進見宝神株式会社 |
| 龍安祐 | 急運産商株式会社 |
| 苗村弘 | 送輸業運株式会社 |
| 副田敏 | 送輸業運株式会社 |
| 下澤真一 | 送輸業運株式会社 |
| 藤田南上 | 送輸業運株式会社 |
| 芝木昌史 | 送輸業運株式会社 |
| 尾上志史 | 送輸業運株式会社 |

兵 卜 協 新 役 員 名 簿

(敬称略)
平成30年6月20日

| | | | | | |
|--------|-----------|-----------------------|-------------|-------------------|-------------|
| 会長 | 福 永 征 秀 | 信 栄 運 輸 (株) | | | |
| 副会長 | 原 岡 謙 一 | (株) 原 岡 運 送 店 | 櫻 井 光 男 | 加西合同貨物自動車(株) | |
| | 堀 秀 夫 | 和 歌 山 運 送 (株) | 藤 原 康 雄 | 明 石 運 輸 (株) | |
| | 尾 上 昌 史 | 淡 路 共 正 陸 運 (株) | 木 南 一 志 | (株) 新 宮 運 送 | |
| 専務理事 | 太 田 啓 三 | 事 務 局 | | | |
| 常務理事 | 脇 田 政 司 | 事 務 局 | | | |
| 常任理事 ◎ | 藤 本 達 也 | 日本通運(株)神戸支店 | 村 上 功 | 栄 進 急 送 (株) | |
| | 椿 本 和 生 | (株) 三 和 総 業 | 上 田 勝 嗣 | (株) ユービーエム | |
| | 池 尻 博 史 | 大 陽 運 送 (株) | 藤 原 典 生 | 丸 二 運 送 (有) | |
| | 松 村 守 | (株) マ ツ ム ラ | 山 口 一 幸 | 山 口 運 送 (株) | |
| | 今 村 竜 彦 | (有) 丸 京 運 送 | 碓 永 良 三 | 碓 永 自 動 車 (株) | |
| | 増 田 肇 | 播 州 商 運 倉 庫 (株) | 笹 山 誕 一 | 笹 山 運 送 (株) | |
| | 濱 田 長 伸 | (株) 浜 田 運 送 | 黒 田 ト オ ル | 黒 田 運 輸 (株) | |
| | 日 下 部 昇 吾 | (株) 八 鹿 通 送 | 稲 田 豊 | 稲 田 運 送 (株) | |
| 理事 | 中 島 孝 博 | 尼 崎 南 運 輸 (株) | 吉 田 慎 太 郎 | (株) ヨシダ商事運輸 | |
| | 前 原 幸 喜 | 前 原 運 送 (株) | 大 西 康 雄 | 近 畿 通 産 (株) | |
| | 里 岡 昭 一 | 山 手 物 流 (有) | 磯 野 功 裕 | 第 一 運 輸 作 業 (株) | |
| | 吉 良 康 幸 | 今 津 陸 運 (株) | 永 井 謙 三 | 協 栄 運 輸 (株) | |
| | 森 上 明 | 有 馬 運 輸 (株) | 南 谷 幸 宏 | (株) 大 前 運 送 店 | |
| | 増 本 幸 由 | ま す も と 運 輸 (株) | 奥 野 友 和 | 奥 野 運 輸 産 業 (株) | |
| | 鳥 居 豊 太 郎 | 野 田 屋 運 送 (株) | 内 山 克 己 | (株) 神 戸 急 配 社 | |
| | 脇 村 照 彦 | (有) 山 一 運 送 | 福 田 直 樹 | 桃 平 運 輸 (株) | |
| | 藤 本 米 造 | 藤 本 運 送 (株) | 大 西 範 行 | 大 西 組 運 輸 (有) | |
| | 田 中 康 之 | 平 野 運 送 (株) | 矢 納 利 夫 | (株) サラブレクスプレス | |
| | 内 藤 公 一 | ヤ シ ロ 運 輸 (株) | 井 原 勲 | 旭 陸 運 倉 庫 (株) | |
| | 堀 部 和 成 | (株) 日 笠 運 送 | 山 田 基 嗣 | 木 下 運 輸 (株) | |
| | 河 田 勝 幸 | 龍 野 運 送 (株) | 保 田 薫 | 日本通運(株)姫路支店 | |
| | 藤 尾 健 司 | 姫 路 合 同 貨 物 自 動 車 (株) | 谷 井 秀 彰 | 谷 井 運 輸 (株) | |
| | ◎ 小 西 毅 | 西 播 通 運 (株) | 櫻 井 典 子 | 中 播 運 輸 工 業 (有) | |
| | ◎ 三 田 繁 盛 | 三 田 貨 物 運 送 (株) | 松 井 規 佐 夫 | マ ル シ ョ ウ 運 輸 (株) | |
| | 監事 | 石 丸 鐵 太 郎 | 弁 護 士 | 入 江 博 夫 | (株) 東 伸 産 業 |
| | | 苗 村 祐 作 | 台 神 商 運 (株) | | |

◎は新任



行政からのお知らせ



厚生労働省

「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力ください。

厚生労働省では、「平成30年賃金引上げ等の実態に関する調査」を実施します。

この調査は、民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的として、主要産業に属する会社組織の民間企業で、製造業及び卸売業、小売業については常用労働者30人以上、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業のうちから産業別及び企業規模別に選定した約3,500企業を対象とし、毎年1月から12月までの1年間の常用労働者の賃金改定状況について調査するものです。

調査の結果は、最低賃金決定のための中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）の審議や、労働経済白書をはじめとする賃金分析等において広く活用されているほか、社会的関心も高く、非常に重要な調査となっております。

対象になった企業におかれましては、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先

厚生労働省 政策統括官（統計・情報政策担当）付

参事官付 賃金福祉統計室賃金第二係 岡

電話:03-5253-1111 内線7653



兵庫県

平成30年度「夏の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱

1 目的

夏の時期は、レジャー等により交通流・量が変化することに加え、日中の暑さを避けて朝夕に活動する高齢者や夏休みに屋外で活動する子供が増加するとともに、暑さによるストレスや疲労等により、気の緩みが生じやすい季節であることなどから、交通事故の多発が懸念される。

この運動は、このような夏特有の情勢を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 運動期間

平成30年7月15日(日)から7月24日(火)までの10日間

7月15日「交通安全意識を高める日」、「高齢者交通安全の日」及び「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」

3 スローガン

やさしさと 笑顔で走る 兵庫の道

4 推進テーマ

みんなで作る 通学路の交通安全

思いやる 気持ちで守る 高齢者

5 主唱

兵庫県交通安全対策委員会

6 運動重点

- (1) 子供と高齢者の交通安全
- (2) 自転車の交通安全
- (3) 飲酒運転の根絶
- (4) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

7 運動重点に関する主な推進項目

- (1) 子供と高齢者の交通安全

通学児童・生徒が被害者となる事故や高齢運転者による重大事故が発生していること、また交通事故死者数の半数以上が高齢者であることから、子供とその保護者及び高齢者（高齢運転者を含む。以下同じ。）に対し、参加・体験・実践型の交通安全教育や待ち受け型の交通安全指導等を行い、また、広く県民に対し以下の事項を普及啓発・促進する事により交通安全意識の高揚を図り、子供と高齢者の安全を確保する。

ア 子供の交通事故防止

◆ 交通安全キーワード「こいぬのあしあと」

※ 交通安全キーワード

こ＝交通安全は家庭から

い＝いつものみちでも とまる・みる・まつ

ぬ＝ぬれたみちでは スリッパちゅうい

の=のるときは ブレーキ・ライト だいじょうぶ

あ=あおしんごうでも みぎ・ひだり

し=シートベルトは カチツとなるまで

あ=あかるいふくと はんしゃざい

と=「止まれ」のばしょは いったんとまって みぎ・ひだり

◆ 通学路等における子供の安全確保

イ 高齢者の交通事故防止

◆ 加齢等による身体機能の変化への的確な認識と安全行動の必要性

◆ 安全な横断方法（特に左方向から進行してくる車両への注意）

◆ 歩行者・電動車いす・自転車利用中の交通ルールとマナー

◆ セーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の普及

※ 「自動ブレーキ」を搭載した全ての運転者に推奨される自動車をセーフティ・サポートカー（略称：サポカー）、サポカーの中で「自動ブレーキ」「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の搭載された、特に高齢運転者に推奨される自動車を「サポカーS」という

◆ 運転免許証の自主返納制度と返納者への支援措置

◆ 運転適性相談窓口の周知

◆ 高齢運転者標識（70歳以上の運転者が掲示する高齢者マーク）の使用

◆ 75歳以上の運転者に関する改正道路交通法の周知

○ 一定の違反行為をした場合には臨時認知機能検査を受検し、その検査の結果、認知機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼすおそれがあると判断された場合には臨時高齢者講習を受講しなければならない。

○ 更新時と臨時に実施される認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判断された場合には医師の診断を受けなければならない。

◆ 「高齢者交通安全の日」（毎月15日）

ウ 共通項目

◆ 横断歩道における歩行者優先意識の徹底

◆ 反射材等の活用

◆ 対向車や先行車がない状況でのハイビームの使用

◆ 歩行中や運転中のスマートフォン操作等のながら行為の危険性

◆ 思いやり運転、エコドライブの推進

◆ 早めのライト点灯

※ 早めのライト点灯推奨時間

| 期 間 | 点灯推奨時間 |
|---------|--------|
| 4月から9月 | 午後5時 |
| 10月から3月 | 午後4時 |

(2) 自転車の交通安全

自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上のために、以下の事項を普及啓発・促進し、自転車の交通安全を図る。

◆ 反射材等の活用

◆ 「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日交通対策本部決定）

※ 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

- ◆ 傘差し、スマートフォン、イヤホン使用等の危険性
- ◆ 幼児用座席シートベルトの着用及び幼児二人同乗用自転車の安全利用
- ◆ 条例で義務化された自転車損害賠償保険等の加入
- ◆ 自転車道、自転車専用通行帯等における走行ルール
- ◆ 自転車の点検整備
- ◆ ヘルメット着用
- ◆ 自転車運転者講習制度
- ◆ 「自転車安全利用の日」(毎月2日)

(3) 飲酒運転の根絶

飲酒運転による重大事故が後を絶たないことから、運転者の規範意識の高揚と飲酒運転を許さない環境づくりのために以下の事項を普及啓発・促進し、飲酒運転による事故の根絶を図る。

- ◆ 交通事故被害者等の声などを通じた事故の悲惨さ
- ◆ 家庭、職場、地域等における飲酒運転等を許さない環境づくりの必要性
- ◆ 飲食店等における運転者への酒類提供の禁止
- ◆ 飲酒運転等の悪質性・危険性
- ◆ 自動車運送事業者等の点呼時のアルコール検知器の使用
- ◆ 飲酒運転追放「三ない運動」

- ※ 酒を飲んだら車を運転しない
 - 運転する時は酒を飲まない
 - 運転する人には酒を飲ませない

- ◆ ハンドルキーパー運動

- ※ 自動車で複数の者が飲食店等へ行く場合に、帰途の運転をするために酒類を飲まない者を事前に決めておく運動

(4) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

後部座席シートベルト着用率やチャイルドシート使用率がいまだ低調であることから、以下の事項を普及啓発・促進し、その着用・使用による事故発生時の被害の防止・軽減を図る。

- ◆ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用、使用義務
- ◆ シートベルトとチャイルドシートの効果及び正しい着用・使用方法
- ◆ 高速乗合バス及び貸切バスの全ての座席におけるシートベルト着用の必要性
- ◆ 「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」(毎月15日)

受刑者・少年院在院者を雇用して 人材確保と社会貢献を実現しませんか

コレワーク西日本では、受刑者・在院者の雇用を希望される事業者の方の採用手続を支援します。

どうぞ電話又はメールにてご相談ください。

雇用情報 提供サービス

- 全国の受刑者・在院者の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理
- 事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を收容する矯正施設を素早くご紹介

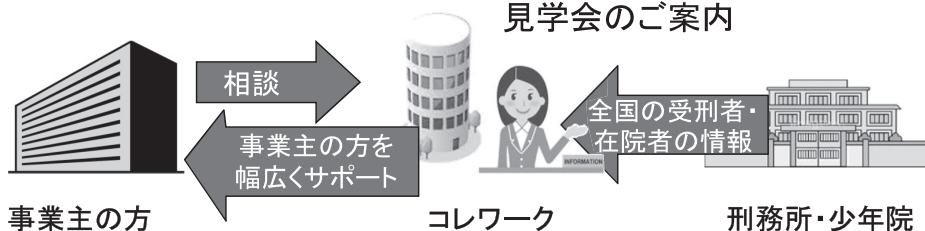
求人の際は、ハローワークをご利用の上、特定の矯正施設を指定して求人票を登録する「受刑者等専用求人」をご活用ください。

採用手続 支援サービス

- 事業主の方の矯正施設での一連の採用手続を幅広くサポート

就労支援相談 窓口サービス

- 事業主の方に対する各種支援制度のご案内
- 事業主の方に対する矯正施設見学会、矯正展、職業訓練見学会のご案内



コレワーク西日本

(大阪矯正管区矯正就労支援情報センター)

(近畿、中国、四国及び九州地区担当)

【所在地】〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-67
大阪合同庁舎第2号館本館4階

【電話番号】06-6941-5780

【e-mail】recruit-inmates-osaka@cccs.moj.go.jp

【受付時間】平日 10:00～17:00

コレワーク利用について 各手続等のご案内

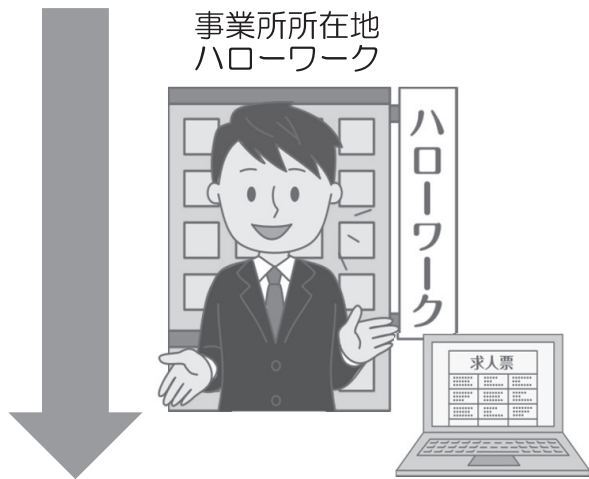
★ 前提となること ★

○ ハローワークでの事業所登録

受刑者・少年院在院者の採用に当たっては、ハローワークを通じた採用手続のご利用をお願いしています。

そのため、事業所の所在地において、事業所登録を行う必要があります。

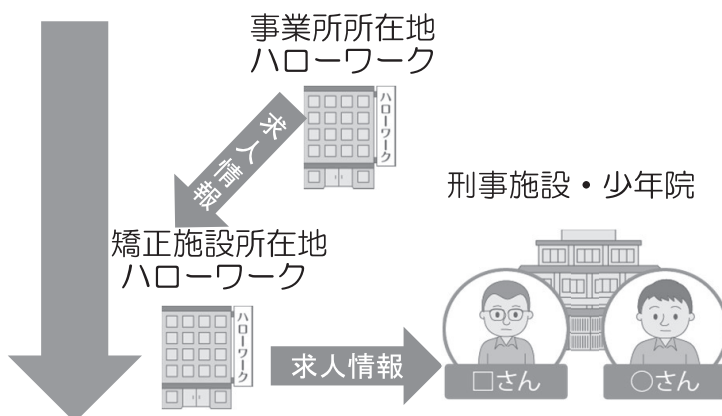
1 受刑者等専用求人への申し込み



「受刑者等専用求人」は、受刑者や少年院在院者などを対象にした専用の求人で、一般の求職者には非公開であって、当該求人情報を提供する刑務所・少年院を指定することができます。

事業所所在地を管轄するハローワークにて、コレワークからお伝えした矯正施設(刑務所や少年院)を指定した受刑者等専用求人申し込みしてください。

2 矯正施設における募集の実施



申し込みいただいた受刑者等専用求人は、矯正施設の所在地のハローワークから指定された矯正施設に届けられます。ここから募集が始まります。

受刑者・少年院在院者が求人票に応募する場合には、ハローワークで紹介状が発行され、事業主の方に連絡されます。

3 採用面接等の手続 ※刑務所・少年院で面接できます。

書類選考・採用面接等により、応募者の採用の可否をご検討ください。ハローワーク又は刑務所・少年院から面接日や選考手続の連絡がありますが、ご相談いただければ、コレワークでもその調整に当たります。

事務局からのお知らせ

「国土交通省運輸安全マネジメント認定セミナー(ガイドライン)」 を開催しました

平成30年6月7日(木)神戸会場、6月11日(月)姫路会場において、「国土交通省運輸安全マネジメント認定セミナー(ガイドライン)」を開催しました。

運輸安全マネジメントのさらなる浸透・定着に向けて、安全管理体制全般の構築・改善を推進するための取組の狙いや取組方法を項目ごとに参考例を示しながら具体的に解説していただきました。

(神戸会場)

開催日 平成30年6月7日(木)

場 所 神戸商工貿易センタービル

講 師 独立行政法人 自動車事故対策機構兵庫支所 高田悠暉

参加者 71名

(姫路会場)

開催日 平成30年6月11日(月)

場 所 兵庫県トラック協会西部研修会館

講 師 公益財団法人 関西交通経済研究センター 主任研究員 下谷富雄

参加者 50名



「安全性優良事業所(Gマーク)神戸運輸 監理部兵庫陸運部長表彰」について

神戸運輸監理部兵庫陸運部では「貨物自動車の輸送の安全」について、長期間に渡って、安全性の徹底等により荷主や社会に対し多大な貢献をしている貨物自動車運送事業者の事業所に対し安全対策等について顕著な功績が認められることについて評価を行うことを目的として「安全性優良事業所(Gマーク)神戸運輸監理部兵庫陸運部長表彰」を実施しています。

つきましては、表彰基準(概要)をご覧くださいまして基準を満たす事業所におかれましては申請書(兵ト協ホームページの最新欄に掲載。)に必要書類を添付の上、

8月31日までに(一社)兵庫県トラック協会総務部あて郵送又は持参いただきますよう、お願いいたします。

安全性優良事業所表彰基準(概要)

| |
|--|
| 1. 10年以上連続してGマーク認定を受けていること。 |
| 2. 表彰日の直前3年間において、神戸運輸監理部兵庫陸運部管内の他の事業所を含め、第一当事者(推定含む)となる重大事故を惹起していないこと。 |
| 3. 表彰日の直前1年間において、神戸運輸監理部兵庫陸運部管内の他の事業所を含め、監査に基づく行政処分を受けていないこと。 |
| 4. 定期的な運転者教育を行っており、次のいずれかに該当していること。 ①交通事故防止委員会 ②安全衛生委員会(交通事故防止の内容が含まれているものに限る) ③グループによる危険予知訓練、ヒヤリハット活動 ④交通事故防止に関する品質管理活動、小グループ安全活動 ⑤交通事故防止等輸送の安全確保に関する会議・活動など |
| 5. デジタルタコグラフ又はドライブレコーダーのいずれかが90%以上の事業所配置車両に装着され、その効果をドライバー教育に反映させていること。 |
| 6. Gマークの認定後、次のいずれかに該当していること。 ①荷主からの表彰や感謝状を受けたことがある。 ②安定的な経営を確保している。 ③定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故及び違反実態を把握して、個別指導に活用している。 |

問い合わせ先

(一社)兵庫県トラック協会 総務部

TEL: 078-882-5556

理事会だより

平成30年度第1回理事会が開催されました

日 時 平成30年6月5日(火)
場 所 兵庫県トラック総合会館

福永会長、他理事 34名、監事 2名が出席し、下の審議事項は全て承認されました。

議 題

- 第1号議案 平成30年度交付金事業会計補正予算（案）の承認について
- 第2号議案 平成29年度事業報告及びその附属明細書の承認について
- 第3号議案 平成29年度計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）及びその附属明細書の承認について
- 第4号議案 平成29年度公益目的支出計画実施報告書の承認について
- 第5号議案 会員の入会の承認について
- 第6号議案 第60回定時総会の開催（案）の承認について
- 第7号議案 理事の選任について
- 第8号議案 定款第28条第7項に基づく業務執行状況報告について
- 第9号議案 参事の登用について

第60回定時総会が6月20日（水）に姫路市のホテルモントレ姫路で開催されることが承認されました。



支部だより ——— 「但馬支部」

| | |
|----------------|---|
| <p>支部の概要</p> | <p>所在地：兵庫県豊岡市日高町久斗86-2 管轄地域：豊岡市・養父市・朝来市・美方郡 支部長：日下部昇吾（株式会社八鹿通送 代表取締役） 設立：昭和36年 会員数：53社</p> |
| <p>支部行事</p> | <p>4月：春の全国交通安全運動に伴う安全祈願祭 支部総会 9月：秋の全国交通安全運動にともなう安全祈願・管内啓発活動 10月：トラックの日啓発活動 11月：環境キャンペーン活動 2月：支部賀詞交歓会 月未定：会員親睦会の実施</p> |
| <p>主な行事の概要</p> | <p>春の全国交通安全運動に伴う啓発活動として、出石神社にて役員が参拝して安全祈願をし、会員全社の[祈願おふだ]を授かり、各社に届けている。</p> <div data-bbox="437 1249 1235 1805" data-label="Image"> </div> |

2018年4月号から会員情報だよりの連載を開始しました。

第4回目は兵紙運輸株式会社です。

「丁寧かつ確実な輸送を求めて」

兵紙運輸株式会社 (姫路市)

■ 業務内容について

昭和59年2月に設立、同年9月より運送事業を開始しました。事業開始以来、新聞用紙・段ボール原紙等の巻取り製品、故紙、製紙スラッジ等産業廃棄物の輸送業務のほか、故紙ヤードおよび紙製品倉庫における荷役業務など、製紙に関わる運送業務を中心に行っています。

また、平成20年2月に機密書類リサイクル事業部を設立、平成25年1月にはプライバシーマークを取得し、近畿圏を中心に企業・官公庁等で発生する機密書類を回収する事業を展開しています。

■ 安全への取り組みについて

安全最優先の方針のもと、物流品質の向上のため、全社員で事故・違反ゼロを目指しています。

そのため、全社を挙げて運輸安全マネジメントに取り組んでいます。全体会議を年度初めに開催し、前の年度の事故統計・分析結果の報告、それを踏まえ策定された安全方針・安全重点施策を周知しています。また優良運転者の表彰を行うこと、チャレンジ100にも毎年全社員が参加することによって、安全意識の高揚を図っています。

ドライバー教育については、全体会議にて外部講師による事故や災害防止のための知識・技術を学ぶための研修会を開催しています。また、毎月行うドライバーミーティングにおいて、「指導・監督の指針」に基づく教育に則ったレクチャーを実施する他、ヒヤリハット報告や危険個所の指摘をしてもらうことで、危険予防にも取り組んでいます。

また、全運行車両にドライブレコーダーとGPS搭載インターネット通信型デジタコを装備するなど、万が一の故障や事故に備え、安全

管理のためのハード面での充実を順次行っています。

■ 会社のアピールポイントについて

平成16年のGマーク取得以来、10年以上継続更新しています。おかげさまで平成27年2月に安全性優良事業所兵庫陸運部長表彰、翌年11月に同近畿運輸局長表彰の栄誉にあずかることができました。今後も今以上に、全社員一丸となって輸送の安全性の向上に取り組んでいきたいと考えています。

■ 今後の目標について

創業以来、紙の物流をメインに営業してまいりました。紙という濡れに弱く柔らかいデリケートな素材をいかに確実にお客様までお届けするか、そのノウハウをさらに研鑽し、社会に貢献してまいります。

■ 会社概要 ■

本 社：姫路市豊富町豊富2365-3

代表者：岸本 康之

設 立：昭和59年2月

従業員数：69名

車両数：58台

ホームページ：<http://www.hyoshi-unyu.jp/>





問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

平成30年度 労働安全衛生法に係る技能講習等 実施計画表(予定)

兵庫労働局長登録教習機関
陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部

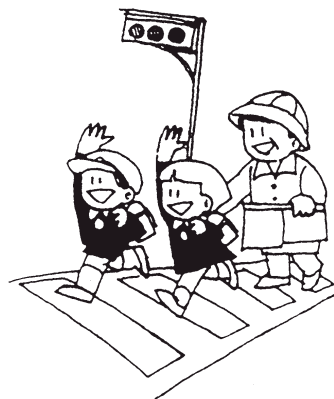
◆ はい作業主任者技能講習〔兵庫労働局登録第14号〕 (各回2日間 定員 100人/回)

講師氏名 (学科) 上野勝司、吉永良一、村上光三

| 実施日時 | | | 講習科目 (時間) | 種類 | 実施場所 |
|------|--------------|--------|--------------|----|------------------------------|
| 第1回 | 平成30年 7月 | 25日(水) | 9:00 ~ 17:00 | 学科 | 兵庫県 トラック 総合会館 (神戸市) |
| | | 26日(木) | 9:00 ~ 17:00 | | |
| 第2回 | 平成30年 11月 | 14日(水) | 9:00 ~ 17:00 | 学科 | 兵庫県 トラック 総合会館 (神戸市) |
| | | 15日(木) | 9:00 ~ 17:00 | | |
| 第3回 | 平成31年 2月 | 13日(水) | 9:00 ~ 17:00 | 学科 | 兵庫県 トラック 総合会館 (神戸市) |
| | | 14日(木) | 9:00 ~ 17:00 | | |

日程、開催地、定員等のほか、法で定められている講習科目の時間を満たした上で開始及び終了時間を繰り上げ又は繰り下げ等、変更する場合があります。

(登録有効期間満了日：平成31年3月30日)



ちょっとした地球への思いやり
エコ・ドライブ推進中！です

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成30年5月末現在）

（単位：円/ℓ）

| 区分 元売名 | ローリー | 組 合 | カ ー ド | スタン |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| | 平 均 | 平 均 | 平 均 | 平 均 |
| J X 日 鉱 日 | 102.63 | 105.90 | 106.27 | |
| 出 光 | 101.70 | 104.30 | 97.25 | |
| J エ ナ ジ ー | | | 113.00 | |
| コ ス モ | 101.60 | 104.10 | 105.00 | |
| 昭 和 シ ョ ー ル | 102.10 | | 67.90 | |
| モ ー ビ ル | 113.00 | | | |
| エ ッ ソ | 89.50 | | | 116.00 |
| 三 井 | 102.00 | | | |
| そ の 他 | 100.41 | 101.74 | 106.52 | 108.07 |
| 総 計 | 100.43 | 103.20 | 102.72 | 109.06 |
| 30 / 4 | 全国平均 | 調査なし | 99.95 | 101.90 |
| | 近畿平均 | | 100.91 | 101.33 |

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円/ℓ）

| 区分 集計月 | ローリー | 組 合 | カ ー ド | スタン |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| | 平 均 | 平 均 | 平 均 | 平 均 |
| 平成29年6月 | 81.76 | 86.09 | 89.81 | 91.24 |
| 平成29年7月 | 81.10 | 84.84 | 88.91 | 91.15 |
| 平成29年8月 | 81.74 | 84.68 | 89.02 | 91.06 |
| 平成29年9月 | 81.93 | 84.88 | 85.39 | 90.44 |
| 平成29年10月 | 83.60 | 85.15 | 89.43 | 91.70 |
| 平成29年11月 | 86.95 | 87.19 | 92.51 | 96.37 |
| 平成29年12月 | 91.85 | 91.60 | 96.98 | 100.16 |
| 平成30年1月 | 92.62 | 94.45 | 98.38 | 100.19 |
| 平成30年2月 | 95.07 | 97.17 | 100.74 | 104.20 |
| 平成30年3月 | 94.42 | 96.82 | 100.96 | 104.70 |
| 平成30年4月 | 93.51 | 96.33 | 100.04 | 104.44 |
| 平成30年5月 | 96.31 | 97.96 | 100.86 | 103.28 |
| 平成30年6月 | 100.43 | 103.20 | 102.72 | 109.06 |
| 年 間 平 均 | 89.33 | 91.56 | 95.06 | 98.31 |

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入会届

| 入会年月日 | 支部名 | 種別 | 会社名 | 代表者名 | 主たる連絡先 |
|---------|-----|----------|--------------------|---------|--|
| 30.5.25 | 東部 | 一般 | (有)伊東建設 | 伊 東 小百合 | 〒661-0033 尼崎市南武庫之荘7-20-25-301 TEL 06-6438-7666 FAX 06-6438-7333 |
| 5.31 | 東部 | 一般 | (株)JAFメディア ワークス | 山 口 真 人 | 〒661-0047 尼崎市西昆陽1-31-18 TEL 06-6439-6831 FAX 06-6439-6832 |
| 5.31 | 西播 | 一般 | 中井商店 | 中 井 優 治 | 〒671-0253 姫路市花田町一本松238-16 TEL 079-252-3683 FAX 079-252-3683 |
| 5.31 | 北播 | 一般 利用 | (株)藤原商事 | 藤 原 裕 作 | 〒673-1463 加東市梶原281-1 TEL 0795-47-2077 FAX 0795-47-2077 |
| 6.1 | 西播 | 一般 利用 | (株)日之出運輸 | 猪 熊 信 年 | 〒679-4346 たつの市新宮町千本93 TEL 0791-76-2311 FAX 0791-76-2312 |
| 6.7 | 東播 | 一般 | (有)本田産業 | 本 田 高 大 | 〒673-0532 三木市緑が丘町中3丁目 11番地の8 TEL 0794-70-7152 FAX 0794-70-7196 |
| 6.8 | 丹有 | 一般 | 宇陽運輸(株) | 宇 陽 宮 橋 | 〒651-1502 神戸市北区道場町塩田2745-2 TEL 078-985-2606 FAX 078-985-2650 |
| 6.11 | 但馬 | 一般 | みどり建設(有) | 板 垣 勝 彦 | 〒668-0853 豊岡市清冷寺1836-1 TEL 0796-26-5900 FAX 0796-26-5901 |
| 6.12 | 明石 | 一般 利用 | (株)アドバンス | 村 山 竜 也 | 〒651-2116 神戸市西区南別府1-9-6-104 TEL 078-975-2700 FAX 078-975-2701 |
| 6.15 | 西播 | 一般 | (有)円心運輸 | 藤 本 真 介 | 〒678-0032 姫路市龍野町2-8-1 TEL 079-290-5005 FAX 079-290-5345 |

退会届

| 退会年月日 | 支部名 | 種別 | 会社名 | 代表者名 |
|---------|-----|----|---------------|---------|
| 30.5.28 | 東神戸 | 一般 | 旭 進 運 輸 (株) | 石 田 雅 彦 |
| 6.1 | 東神戸 | 一般 | (株)ケーズトランスポート | 風 間 國 義 |
| 6.1 | 西播 | 一般 | 丸 二 運 送 (株) | 米 田 徳 夫 |
| 6.21 | 兵庫 | 一般 | (株) 公 営 社 | 原 田 勝 巳 |

変更届

| 会員名簿 ページ数 | 変更事項 | 旧 | 新 |
|--------------|------|---------------------------|----------------|
| 8 | 代表者 | (有)ジェイ・エイ・シー 西 村 幸 子 | 西 村 耕 一 |
| 15 | 会社名 | (株)引越社 関西 | (株)引越社 |
| 50 | 代表者 | エ イ ブ ル(株) 川 瀬 武 晴 | 川 瀬 晴 久 |
| 60 | 代表者 | 丸 善 運 輸 関 西(株) 浅 野 大 介 | 前 田 正 久 |
| 71 | 会社名 | (株)中央ロジスティクス | (株)ヤマタネロジスティクス |
| 71 | 代表者 | 中 央 陸 運(株) 隅 田 等 | 向 井 一 雄・隅 田 等 |

| 会員名簿 ページ数 | 変更事項 | 旧 | 新 |
|--------------|---------|--|--------------------------------------|
| 73 | 代表者 | 日本安全警備(株) 中村 泉 | 柴 嶺 裕 |
| 79 | 代表者 | (株)イナガワ運輸事業部 稲川 義雄 | 稲川 明 |
| 87 | 代表者 | (株)生 頼 組 生 頼 充 弘 | 生 頼 康 弘 |
| 88 | 代表者 | (有)栗 島 運 送 栗 寫 武 | 栗 寫 茂 喜 |
| 97 | 代表者 | 明石地区運送事業協同組合 河原 知彦 | 藤本 米造 |
| 102 | TEL/FAX | 大 伸 通 商(株) TEL 078-912-1004 FAX 078-919-2811 | TEL 078-990-3980 FAX 078-990-4022 |
| 117 | 代表者 | (有)ハヤブサ倉庫 辻村 弘 | 辻村 斉亮 |
| 136 | 代表者 | ヤクルトロジスティクス(株) 中村 融 | 中村 博英 |
| 145 | FAX | (株)雁 木 運 輸 FAX 079-246-4110 | FAX 079-276-6722 |
| 147 | 代表者 | 興 神 運 輸(株) 川崎 秀樹 | 川崎 誠基 |
| 147 | 代表者 | 齊 藤 物 流(株) 齊 藤 淳 泰 | 多 田 正 彦 |
| 152 | 代表者 | (株)大 和 幸 長 先 | 長 澤 利 彦 |
| | 住所 | (株)マ ウ ス 高砂市高砂町藍屋町1674-5 | 高砂市伊保町中筋383-1 |
| | TEL/FAX | (株)日 之 出 運 輸 TEL 080-8985-0630 FAX 080-8985-0630 | TEL 0791-76-2311 FAX 0791-76-2312 |

* * *

事務局からのお知らせ

次のとおり新規採用者がありましたのでお知らせします。

人事異動

一般社団法人 兵庫県トラック協会

平成30年7月1日付

| 発 令 事 項 | 氏 名 | 備 考 |
|----------|---------|------|
| 参 事 | 西 川 孝 秀 | 新規採用 |
| 適正化事業部次長 | 柳 井 達 雄 | 新規採用 |

協会日誌

| 月日 | 行事名 | 場所 | 月日 | 行事名 | 場所 |
|-----|-------------------------|--------------------|-----|--------------------------------------|----------------|
| 6・2 | 兵ト協 西神戸支部 総会 | 第一 樓 | | － 7月の予定－ | |
| 5 | 兵ト協 理事会 | 兵ト協 | 7・2 | 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会定例会議及び海上防災講習会 | 神戸第二地方合同庁舎 |
| | KTS 正副会長会議 | 奈良ホテル | 4 | 兵庫労働局安全衛生表彰式 | 神戸市産業振興センター |
| | 地球と共生・環境の集い 2018 | 兵庫県公館 | | チャレンジ 100 打ち合わせ会議 | 兵庫県民館 |
| 6 | 兵ト協 労働力確保対策等検討特別委員会 | 兵ト協 | 5 | 全ト協海コン部会正副部長各ト協海コン部会部長合同会議 | ホテル福岡 |
| 7 | 全ト協 理事会 | 全ト協 | | 全ト協 海コン部会 総会 | ホテルオークラ福岡 |
| | 運輸安全マネジメント「国土交通省認定セミナー」 | 神戸商工貿易センタービル | | KTS 正副会長会議 | ホテルモントレ姫路 |
| 8 | 神戸市危険物安全協会 定期総会 | 神戸市防災コミュニケーションセンター | 6 | 全ト協 海コン部会 視察研修会 | 博多港 |
| | 兵ト協 食品部会正副部長・監事会議、役員会 | 兵ト協 | | 全ト協 女性部会代表者協議会、交流会 | 全ト協 |
| | 兵ト協 天狼会 総会 | 有馬離宮 | | 兵ト協 タンクトラック部会 通常総会 | 東天閣 |
| 11 | 運輸安全マネジメント「国土交通省認定セミナー」 | 西部研修館 | 9 | 自動車関係団体連絡会 | 自動車会館 |
| | 兵ト協 路線部会 役員会 | 兵ト協 | | 兵ト協 食品部会 通常総会 | 夕顔 |
| 12 | ひょうごエコタウン推進会議 定時総会 | ラッセル | 10 | 神戸市災害時物資円滑供給協議会 | 神戸市役所 |
| 13 | 近ト協 幹事会 | 大ト協 | 11 | 兵ト協 労働力確保対策等検討特別委員会 | 兵ト協 |
| | 近畿スマートエコ・ロジ協議会 幹事会 | 大ト協 | 12 | 全ト協 常任理事会・理事会合同会議 | 第一ホテル京 |
| | 自動車関係団体連絡会 | 兵庫県自動車会館 | 13 | 兵ト協 重量・鉄鋼部会 通常総会 | 第一 樓 |
| 14 | 雇用保険セミナーでの業界説明 | 尼崎ハローウ | 17 | 全ト協 全国専務理事業務連絡会議 | JRホテルクレメント高松 |
| | ひょうご環境保全連絡会 定期総会 | 兵庫 県会 館 | 19 | 兵ト協 引越部会 通常総会 | 未 定 |
| 15 | 兵庫県交通安全協会 理事会 | 湊川神社 | 20 | 兵ト協 路線部会 総会 | 西村屋 |
| 19 | 兵ト協 引越部会正副部長・監事会議、委員会 | 兵ト協 | 21 | トラックドライバーコンテスト兵庫県大会 | 運転免許試験場 |
| 20 | 兵ト協 定時総会 | ホテルモントレ姫路 | 23 | 公明党政策要望懇談会 | ラッセル |
| 21 | 輸送秩序改善連絡会(三木会) | 兵ト協 | 24 | 運行管理者試験事前講習 | 兵ト協 |
| | 神戸マラソン実行委員会 | 兵庫県公館 | 25 | はい作業主任者技能講習会(～ 26 日) | 兵ト協 |
| | 全ト協 重量部会 総会 | ホテルメトロポリタン山形 | 30 | 全ト協 経営改善・情報化委員会 | 全ト協 |
| 22 | 阪神港海上コンテナ協会 通常総会 | ハイアットリージェンシー大阪 | | 兵ト協 輸送秩序確立委員会 | 兵ト協 |
| 26 | 兵庫県高圧ガス地域防災協議会 総会 | ANAクラウンプラザホテル神戸 | 31 | 神戸市 災害時物資拠点運営訓練に向けた現地確認 | グリーンアリーナ神戸 |
| | ドライブレコーダー実践セミナー | 兵ト協 | | － 8月の予定－ | |
| | 全ト協 引越部会 | 松山車道後「天和屋本店」 | 8・2 | 兵ト協 総務委員会 | 兵ト協 |
| | 近ト協 定時総会・理事会 | ホテルグランヴィア京都 | 6 | 兵ト協 交通対策委員会 | 兵ト協 |
| 27 | ドライブレコーダー実践セミナー | 西部 研修 館 | | 兵ト協 環境対策委員会 | 兵ト協 |
| 28 | 全ト協 理事会 | 第一ホテル京 | 8 | 全ト協 「緊急物資輸送担当者研修」 | 中部トラック総合研修センター |
| | 全ト協 通常総会 | 第一ホテル京 | 20 | 全ト協 TV会議システム利用「特殊車両通行許可制度講習会(初心者向け)」 | 兵ト協 |
| | 兵ト協 取扱部会 総会 | 兵ト協 | 26 | 平成 30 年度第 1 回運行管理者試験 | 神戸フアットジョンマート |

適正化事業部からのお知らせ

巡回指導における指導事項（今月のテーマ「特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか」）

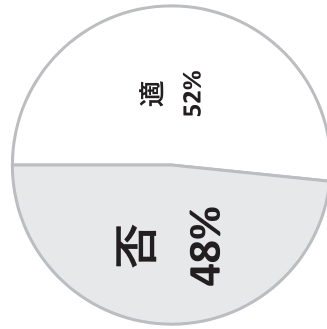
担当：適正化事業指導員 高橋 豪

特定の運転者に対する適性診断とは：国土交通省指導監督指針（1366号）に基づき、特定の運転者に対して国土交通省の認定を受けた機関で受診すべき運転者の診断です。

特定の運転者の定義及び受診すべき診断の種別

| | 定義 | 受診すべき診断 |
|-------|--|---------|
| 事故惹起者 | ①-1：死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがない者 ①-2：軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある者。 ②：死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがある者。 | 特定診断Ⅰ |
| 初任運転者 | 運転者として新たに雇い入れた者であって当該貨物自動車運送事業者において初めて初めに事業用自動車に勤務する前3年間に初任診断を受診したことがない者。 | 初任診断 |
| 高齢運転者 | 65歳に達した者。 | 適齢診断 |

適性診断 適・否の割合



適性診断を受診させべき時期

| | |
|---------|---|
| 特定診断Ⅰ・Ⅱ | 当該事故を引き起こした後、再度事業用自動車に勤務する前。（やむを得ない事情がある場合は、乗務開始後1か月以内） |
| 初任診断 | 当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に勤務する前。（やむを得ない場合は、乗務を開始した後1か月以内） |
| 適齢診断 | 65歳に達した日から1年以内。（その後3年以内ごとに1回受診） |

よくある事例と対策

- 初任運転者に対して、3年以内に前の会社で受診したと口頭確認が取れない場合は、本人の申告のみでなく、受診状況を書面で確認してください。⇒ 確認が取れない場合は運転者の運転特性を知るためにも、初任診断を受診させましょう。
- 新たに雇い入れた運転者に初任診断を受診させているが、運転記録証明書等により過去3年分の事故歴を確認していない。⇒ 対策：初任運転者の場合、事故歴の状況によっては、特定診断を受診する必要がある場合があります。必ず運転記録証明書等によって事故歴を確認の上、受診すべき診断を受診させてください。
- 長年他社にて、事業用貨物自動車を運転していたベテランを雇い入れたため、初任診断を受診する義務がないと判断した。⇒ 対策：特別な指導については、過去3年以内の事業用自動車乗務経験があれば義務付けはありませんが、初任診断については過去3年以内に初任診断を受診していない者には受診させてください。

○65歳で適齢診断を受診後、3年以上経過している。

担当指導員の感想：

適齢診断の受診は、特定の運転者に対する指導教育と連動している部分があります。例えば65歳以上の高齢運転者がいる場合、適齢診断の受診結果を基に特別な指導を実施する必要があるため、適齢診断が未受診であれば、「特別な指導」「適齢診断の受診」の2点とも違反になってしまいます。特にドライバーの高齢化が進んでいる昨今、万が一事故があった際には、指導監督が不十分であるとして社会的なペナルティは大きくなるため、会社を守るという観点からも、十分な確認が必要です。

⇒ **対策：**加齢に伴う運転技能の変化について、日常的に十分な指導を実施しながら、3年以内毎の受診が抜けてしまわない様、注意しましょう。

適齢診断を実施している機関一覧

| | 適齢診断 | | | |
|---|------|------|------|--------------|
| | 一般診断 | 初任診断 | 適齢診断 | 特定診断 I II |
| (独) 自動車事故対策機構 神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センタービル11F TEL 078-271-7601 | ● | ● | ● | ● |
| (株) 網干総合教育センター 姫路市網干区高田84-5 TEL 079-274-1839 | ● | ● | ● | ● |
| 鹿島興産(株) (はりま自動車教習所) 高砂市春日野町2-60 TEL 079-448-5100 | ● | ● | ● | ● |

| | 適齢診断 | | | |
|---|------|------|------|--------------|
| | 一般診断 | 初任診断 | 適齢診断 | 特定診断 I II |
| アスモ(株) (尼崎ドライブスクール) 尼崎市北初島町13 TEL 06-6481-8682~8684 | ● | ● | ● | ● |
| 神姫バス(株) 姫路市御国野町国分寺39 TEL 079-253-3330 | ● | ● | ● | ● |
| 兵庫県タクシー事業協同組合 神戸市灘区岩屋北町7-2-24 TEL 078-871-7171 | ● | ● | ● | ● |

貨物自動車運送事業者・自己チェックシート8頁(冊子は兵庫県トラック協会ホームページからダウンロードできます)

| 調査事項 | 法・規則・条項 | 帳票類等 | チェックポイント (判定) |
|------------------------------|---|--|--|
| 13. 特定の運転者に対して適齢診断を受けさせているか。 | 事業法17条3項 安全規則10条2項 運行管理者のためのドライバー教育ツール P63 | 運転者台帳 事故記録簿 適齢診断受診計画表 適齢診断受診結果表 | <p>① 次の者には、国土交通大臣が認定する機関が行う適齢診断(特別な適齢診断)を受診させているか？</p> <p>① 事故惹起運転者 交通事故(死亡・重傷)を引き起こした者</p> <p>② 初任運転者</p> <p>③ 高齢運転者(65才以上)</p> <p>② 新たに雇い入れた者で事故歴があった場合は、上記①①の適齢診断を受診させているか？</p> <p style="text-align: right;">※事故歴を確認の結果、事故惹起者に該当し、かつ特別な適齢診断を受けていない場合は、診断を受診すること。</p> |

運賃料金設定(変更)届出は お済みですか？

平成29年11月4日よりトラック運送における
運賃・料金の収受ルールが変わりました。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

① 「運賃」と「料金」の区別を明確化しました

運賃が運送の対価である
ことを明確化します。



② 「待機時間料」を新たに規定しました

荷主都合による
荷待ち時間の対価を
「待機時間料」とします。



③ 附帯業務の内容をより明確化しました

附帯業務の内容に「棚入れ」、
「ラベル貼り」等※を追加します。

※その他追加する附帯業務：「横持ち」、「縦持ち」、
「はい作業（倉庫等において箱等を一定の方法で
規則正しく積み上げたり崩したりする作業）」



トラック事業者が行うべきこと

- ✓ **新標準約款を営業所に掲示する**
▶ 約款を掲示していない場合、罰則の対象となります。
- ✓ **運賃・料金表の変更届出を行う**
▶ 「積込料」「取卸料」「待機時間料」を新たに設定する必要があります。

“どうしたらいいの？”って思ったら

兵庫県トラック協会 業務部までお電話ください
078-882-5556